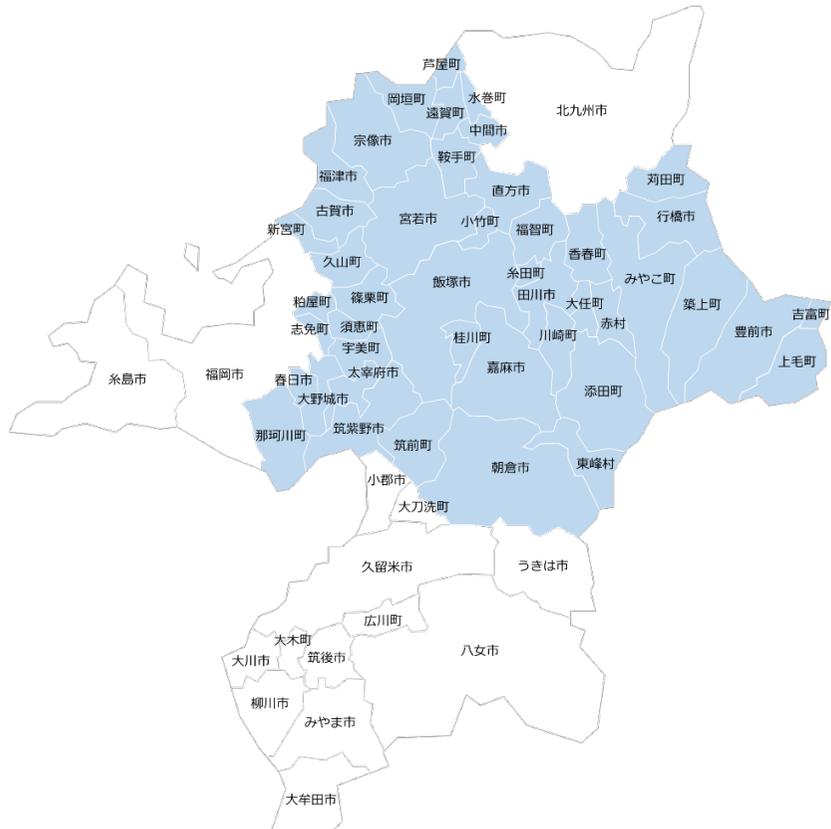


< 補助対象 >

- ①原則として、福岡県内に事業所を有し、かつ補助対象地域(表1)の開発拠点で補助事業を実施する中小企業者(表2)
  - ②過去に飯塚研究開発機構において、「戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)」や「医療・福祉関連機器開発支援事業」を実施し、さらに継続して補完研究を実施する中小企業者(実用化開発補助金を除く)
- ※ただし、製品試作補助金は申請時に飯塚研究開発機構コーディネーターの指導を受けている者に限る。

(表1)本事業の補助対象地域

市:	中間市	直方市	宮若市	飯塚市	嘉麻市	田川市
	行橋市	豊前市	宗像市	福津市	古賀市	筑紫野市
	朝倉市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	
遠賀郡:	芦屋町	水巻町	遠賀町	岡垣町		
鞍手郡:	鞍手町	小竹町				
嘉穂郡:	桂川町					
田川郡:	福智町	糸田町	川崎町	香春町	赤村	大任町
京都郡:	荻田町	みやこ町				
築上郡:	築上町	上毛町	吉富町			
糟屋郡:	久山町	篠栗町	須恵町	宇美町	志免町	新宮町
朝倉郡:	筑前町	東峰村				



○中小企業の定義

(表2)に示す資本金基準と従業員基準のいずれかを満たす企業であって、みなし大企業(注2)に該当しないもの。

(表2)中小企業者として本事業の対象となる基準

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本の額又は 出資の総額	従業員基準 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注1)常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

(注2)『みなし大企業の定義』

- ・発行済み株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済み株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人